

「青少年の日」及び「家庭・地域の日」事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭、地域及び学校並びに行政が相互に連携し、家庭及び地域における教育力の向上を図るとともに、青少年のふれあいの機会を提供すること等により、青少年の健全な育成を目的とする「青少年の日」及び「家庭・地域の日」事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(青少年の日)

第2条 本市は、毎年9月第3土曜日を青少年の日と定め、全市的な青少年の健全育成に関する意識の醸成及び啓発等を目的とした次に掲げる取組を実施する。

- (1) 家庭及び地域の教育力の向上に資するもの
- (2) 青少年にふれあいの機会を提供するもの
- (3) 講演会、研修会その他の青少年の健全育成に関する取組等の向上に資するもの
- (4) その他事業の目的達成に資する取組

(家庭・地域の日)

第3条 本市は、毎月第3土曜日及びその翌日を家庭・地域の日と定め、地域ごとに青少年の健全育成に関する意識の醸成及び啓発等を目的とした次に掲げる取組を実施する。

- (1) 家庭及び地域の教育力の向上に資するもの
- (2) 青少年にふれあいの機会を提供するもの
- (3) その他事業の目的達成に資する取組

(実行委員会)

第4条 事業の実施に際し、家庭、地域及び学校並びに行政の円滑な連携を図るため、「青少年の日」及び「家庭・地域の日」事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

- 2 実行委員会は、委員長及び委員で構成する。
- 3 委員長は、実行委員会を総理し、こども未来局長の職にある者をもってこれに充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者及び同表に掲げる団体の代表者をもってこれに充てる。
- 5 実行委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- 6 実行委員会の会議の庶務は、こども未来部健全育成課において処理する。

(推進会議)

第5条 事業を円滑に実施するため、「青少年の日」及び「家庭・地域の日」事業推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

- 2 推進会議は、議長及び委員で構成する。
- 3 議長は、推進会議を総理し、こども未来部長の職にある者をもってこれに充てる。
- 4 推進会議は必要に応じて議長が招集するものとし、招集する委員は別表第2に掲げる職にある者の中から議長が会議ごとに決定する。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、前項に規定する委員以外の者を推進会議に出席させることができる。
- 6 推進会議の庶務は、こども未来部健全育成課において処理する。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
この要綱は、平成24年5月9日から施行する。
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(実行委員会)

NO	団体名等
1	千葉県こども未来局長
2	千葉県更生保護女性会連絡協議会
3	千葉中央地区BBS会
4	千葉県小学校校長会
5	千葉県中学校校長会
6	千葉県PTA連絡協議会
7	千葉県町内自治会連絡協議会
8	千葉県青少年育成委員会会長会
9	千葉県青少年相談員連絡協議会
10	千葉県青少年補導員連絡協議会
11	千葉県交通安全推進協議会
12	千葉県子ども会育成連絡会
13	社会福祉法人千葉県社会福祉協議会
14	ボーイスカウト千葉県協議会
15	ガールスカウト千葉県協議会
16	日本海洋少年団千葉県連盟
17	千葉県防犯協会連合会
18	千葉県警察部
19	公益財団法人 千葉県教育振興財団

別表第2(推進会議委員)

NO	局等	職名
1	こども未来局	こども未来部長
2	市民局	市民自治推進課長
3		男女共同参画課長
4	保健福祉局	健康推進課長
5	経済農政局	農政課長
6	都市局	動物公園長
7	教育委員会	保健体育課長
8	事務局	生涯学習振興課長
9		中央図書館管理課長
10	消防局	救急課長
11	こども未来局	こども企画課長
12		こども家庭支援課長